



埼玉県報

第 468 号
令和 5 年(2023 年)
11 月 24 日
金曜日

目次

規則

- 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則（教職員採用課）

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除（水環境課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 和光北インター東部地区土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出（市街地整備課）
- 県道三郷幸手自転車道線の指定（越谷県土整備事務所）
- 県道越谷流山線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

雑報

- 三郷流山橋有料道路の工事完了（県土整備政策課）
- 三郷流山橋有料道路の料金の額及び徴収期間（県土整備政策課）

規 則

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十一月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第二十九号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和四十三年埼玉県教育委員会規則第二十八号）

の一部を次のように改正する。

様式第一を次のように改める。

様式第 1 (第 3 条関係)

教育職員免許状授与・新教育領域の追加願

(宛先)
埼玉県教育委員会

ふりがな		生年月日		年	月	日
氏名						
本籍地	都道府県	電話番号				
現住所						
勤務 (予定) 校						
<p>私は、下記のとおり教育職員免許状の授与・特別支援学校教諭普通免許状の新教育領域の追加を受けたいので、教育職員免許法第 5 条第 1 項第 3 号から第 6 号までに規定する事項に該当しないことを宣誓の上、別紙関係書類を添えて出願します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">教育職員免許法第 5 条第 1 項第 3 号から第 6 号まで</p> <p>3 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>4 第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者</p> <p>5 第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から 3 年を経過しない者</p> <p>6 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p style="text-align: center;">記</p>						
授与又は新教育領域の追加を受けようとする免許状の種類						
同上の教科・教育領域						
出願の根拠法令						

様式第五を次のように改める。

様式第 5 (第 4 条、第 5 条の 2 関係)

教育職員免許状検定授与・新教育領域の追加願

(宛先)
埼玉県教育委員会

ふりがな		生年月日		年	月	日
氏名						
本籍地	都道府県	電話番号				
現住所						
勤務 (予定) 校						
<p>私は、下記のとおり教育職員検定による教育職員免許状の授与・特別支援学校教諭普通免許状の新教育領域の追加を受けたので、教育職員免許法第 5 条第 1 項第 3 号から第 6 号までに規定する事項に該当しないことを宣誓の上、別紙関係書類を添えて出願します。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏名 _____</p> <p>教育職員免許法第 5 条第 1 項第 3 号から第 6 号まで</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 禁錮以上の刑に処せられた者 4 第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者 5 第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から 3 年を経過しない者 6 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 <p>記</p>						
授与又は新教育領域の追加を受けようとする免許状の種類						
同上の教科・教育領域						
出願の根拠法令						

様式第九を次のように改める。

様式第 9 (第 5 条関係)

教育職員臨時免許状検定授与・新教育領域の追加願
(宛先)
埼玉県教育委員会

ふりがな		生年月日		年 月 日	
氏 名					
本籍地	都 道 府 県	電 話 番 号			
現住所					

私は、下記のとおり教育職員検定による教育職員臨時免許状の授与・特別支援学校助教諭臨時免許状の新教育領域の追加を受けたいので、教育職員免許法第 5 条第 1 項第 3 号から第 6 号までに規定する事項に該当しないことを宣誓の上、別紙関係書類を添えて出願します。

年 月 日

氏 名 _____

教育職員免許法第 5 条第 1 項第 3 号から第 6 号まで

- 3 禁錮以上の刑に処せられた者
 - 4 第10条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者
 - 5 第11条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から 3 年を経過しない者
 - 6 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 記

授与又は新教育領域の追加を受けようとする免許状の種類					
同上の教科・教育領域					
出願の根拠法令					
学 歴	学校又は教員養成機関 (第 学年) 年 月 日 卒業・修了・退学・在学				
勤務しようとする学校	領域 () 学部 ()				

様式第十四を次のように改める。

様式第 14 (第 6 条関係)

教育職員免許状交付願

(宛先)
埼玉県教育委員会

ふりがな		生年月日		年 月 日	
氏 名					
本籍地	都 道 府 県	電 話 番 号			
現住所					
勤務 (予定) 校					
<p>私は、下記のとおり教育職員免許状の交付を受けたので、教育職員免許法第 5 条第 1 項第 3 号から第 6 号までに規定する事項に該当しないことを宣誓の上、別紙関係書類を添えて出願します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名 _____</p> <p style="text-align: center;">教育職員免許法第 5 条第 1 項第 3 号から第 6 号まで</p> <p>3 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>4 第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者</p> <p>5 第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から 3 年を経過しない者</p> <p>6 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p style="text-align: center;">記</p>					
交付を受けようとする免許状の種類					
同上の教科					
出願の根拠法令					
現に所有する免許状	種 類	教 科	番 号	授与年月日	授与権者

様式第十六及び様式第十七を次のように改める。

教育職員免許状書換願

(宛先)

埼玉県教育委員会

		年	月	日
ふりがな				生年月日
氏名				年 月 日
本籍地	都府	道	県	電話番号
	府			
現住所				

私は、下記のとおり教育職員免許状の記載事項に異動が生じたので、別紙関係書類を添えて教育職員免許状の書換えを出願します。
記

1 書換えを出願する免許状

免許状の種類		教科等	
--------	--	-----	--

2 異動が生じた記載事項及び年月日

異動前の 記載事項	本籍地	都道府県
	ふりがな 氏名	
異動後の 記載事項	本籍地	都道府県
	ふりがな 氏名	
異動の年月日		年 月 日

様式第 17 (第 7 条関係)

教育職員免許状再交付願

年 月 日

(宛先)
埼玉県教育委員会

本 籍 地 _____ 都道府県

現 住 所 _____

電 話 番 号 _____

ふりがな _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

私は下記の教育職員免許状を
で、別紙関係書類を添えて申請します。

したため再交付を受けたいの

記

免 許 状 の 種 類	教 科 等	免 許 番 号	授 与 年 月 日

様式第二十二を次のように改める。

教育職員免許状授与証明書交付願

年 月 日

(宛先)

埼玉県教育委員会

ふりがな
氏 名

生年月日 年 月 日

現住所

電話番号

下記の教育職員免許状について、授与証明書を交付願います。

免許状種類	教科等	免許状番号	授与年月日	氏名 (本籍地)
		第 号	年 月 日	(都・道・府・県)
		第 号	年 月 日	(都・道・府・県)
		第 号	年 月 日	(都・道・府・県)

附 則

- 1 この規則は、令和六年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の教育職員の免許状に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告示

埼玉県告示第千三百六十九号

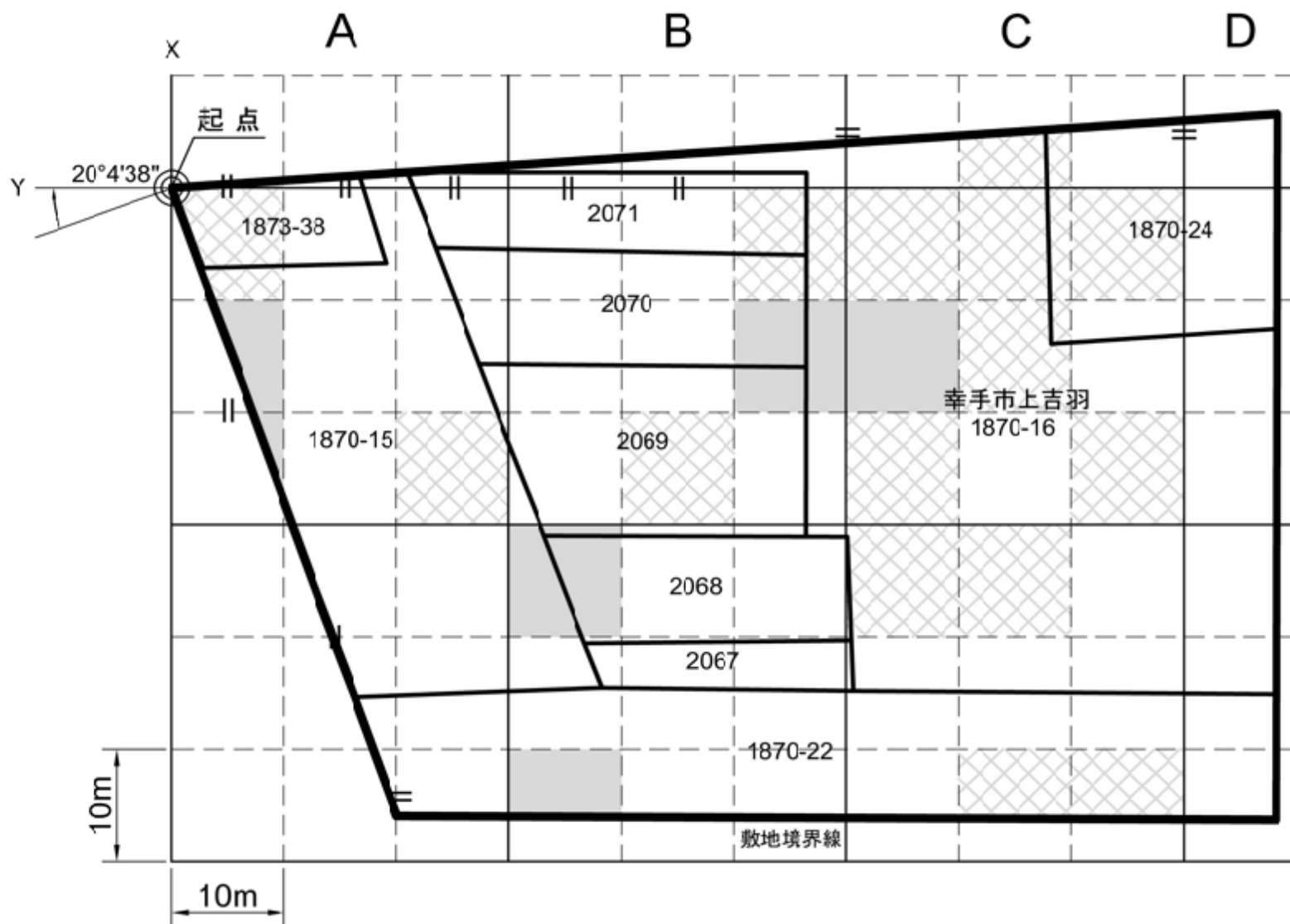
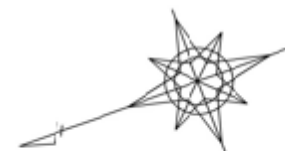
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年埼玉県告示第千十四号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

令和五年十一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県幸手市大字上吉羽字堤外千八百七十番十五の一部、千八百七十番十六の一部、千八百七十番二十二の一部、千八百七十番二十四の一部、千八百七十三番三十八の一部、二千六十八番の一部、二千六十九番の一部、二千七百七十一番の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
テトラクロロエチレン、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去及び原位置浄化

別図







1

起点
 起点は、幸手市大字上吉羽字堤外1873-38の最北端とする。

2

格子の回転角 20度4分38秒
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

3

-  : 形質変更時要届出区域を解除する区画
-  : 形質変更時要届出区域
- B3-7 : 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物のみ解除
- C2-4 : ふっ素及びその化合物のみ解除
-  : 敷地境界
-  : 地番境界

告示

埼玉県告示第千三百七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ロヂャース八潮店

埼玉県八潮市中央三丁目十二―一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 当該店舗への出入庫については、片側一車線の東側市道からとなり入庫待ちの車両が東側市道に滞留した場合には、県道からの距離が二十メートル程度と短いこともあり、三方向から車両が集まると本市道のみならず県道を含め周辺道路に渋滞が発生する。このため、状況に応じて交通誘導員を適正に配置し、店舗への出入庫による渋滞が発生しないように対処するとともに、路上駐車等が発生しないよう対策を実施すること。

(2) 周辺住民の生活環境保全のため、公害等の未然防止に努め、市民より苦情等が生じた場合は、速やかに、かつ誠意をもって対処すること。

(3) 届け出場所は、八潮市立八幡小学校の通学路に近接しているため、登下校時間帯には、児童生徒に危険が及ぶことのないよう、また、騒音等で児童生徒が健康を害することのないよう配慮すること。

登下校時間以外においても児童が通行及び付近で遊んでいるときには、安全のため注意の声掛け等にも配慮されたい。

(4) 地元雇用への配慮、八潮市商工会への加入、地域イベントへの参加など、地域社会への貢献に努めていただきたい。

二 縦覧期間

令和五年十一月二十四日から令和五年十二月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千三百七十一号

測量計画機関であるさいたま地方務局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま地方務局

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

さいたま市浦和区岸町一丁目、同三丁目及び四丁目の一部

四 作業期間

令和五年十一月一日から令和六年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千三百七十二号

測量計画機関であるさいたま地方方法務局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま地方方法務局

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

狭山市鶴ノ木の一部

四 作業期間

令和五年十一月一日から令和六年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千三百七十三号

測量計画機関である上里町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

上里町

二 作業種類

公共測量数値撮影（デジタル）地上解像度十・〇センチメートル

三 作業地域

上里町全域

四 作業期間

令和五年十一月一日から令和六年三月十五日まで

告 示

埼玉県告示第千三百七十四号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量、三級水準測量）

三 作業地域

久喜市北部、加須市北部、羽生市北部、行田市北部、熊谷市北部、深谷市北部、
本庄市北部、児玉郡上里町北部

四 作業期間

令和五年十一月六日から令和六年三月十一日まで

告 示

埼玉県告示第千三百七十五号

測量計画機関である独立行政法人水資源機構利根導水総合事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

独立行政法人水資源機構利根導水総合事務所

二 作業種類

公共測量（水準測量）

三 作業地域

埼玉県志木市宗岡地内他

四 作業期間

令和五年九月二十九日から令和五年十二月二十三日まで

告 示

埼玉県告示第千三百七十六号

測量計画機関である美里町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

美里町

二 作業種類

公共測量 数値撮影（デジタル）地上解像度十・〇センチメートル

三 作業地域

美里町全域

四 作業期間

令和五年十月二十七日から令和六年三月十五日まで

告示

埼玉県告示第千三百七十七号

測量計画機関である寄居町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

寄居町

二 作業種類

公共測量 数値撮影（デジタル）地上解像度十・〇センチメートル

三 作業地域

寄居町全域

四 作業期間

令和五年十月二十七日から令和六年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第千三百七十八号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川調節池工事事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川調節池工事事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

埼玉県川越市大字古谷本郷地先

四 作業期間

令和五年七月十九日から令和五年十一月三十日まで

告 示

埼玉県告示第千三百七十九号

令和四年埼玉県告示第八百七十二号で公示した公共測量は、令和五年三月二十四日終了した旨測量計画機関である埼玉県地域整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千三百八十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により和光北インター東部地区土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和五年十一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

就任した理事の氏名及び住所

上原 高明 埼玉県和光市新倉三丁目五番十八号

上原 徳之 埼玉県和光市新倉三丁目三番十七号

川上 豊子 埼玉県和光市新倉二丁目二十番九十七号

高運送株式会社 代表取締役 河津 博文

東京都板橋区東新町二丁目二十二番十号

杉田 秀昭 埼玉県和光市新倉三丁目二十番三十二号

深野 敬二 埼玉県和光市下新倉五丁目十六番七十八号

柳下 正一 埼玉県和光市下新倉四丁目十三番五十五号

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の十三第二項の規定に基づき、次の道路の部分を自転車歩行者専用道路に指定する。

その関係図面は、令和五年十一月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月二十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 島 茂

三郷幸手自転車道線	路 線 名
三郷市田中新田字中ノ割一四六番二八地先か ら同市田中新田字上ノ割一四一番五地先まで	指定する道路の区間
令和五年十一月二十四日	指定の期日
ただし、河川管理車両 は通行可能とする。	備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十一月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月二十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 島

茂

<p>越谷流山線</p>	<p>路線名</p>
<p>三郷市前間字大月一四二番一地先から 同市田中新田字中ノ割一四二番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和五年十一月二十六日 午後三時</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長一、〇六一・〇九メートル</p>	<p>備考 令和元年十二月三日付 け埼玉県越谷県土整備 事務所長告示第十三号 で告示した道路予定区 域の一部供用開始であ る。</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和五年十一月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 金澤圭竹

一 許可番号

令和五年八月二十八日

指令川建セ第〇五〇〇五〇号

二 検査済証番号

令和五年十一月二十日

川建セ第〇五〇一五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字中里二千百四十二番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川口市久左衛門新田百五十番地

太田 栄

告 示

埼玉県教委告示第三十四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和五年十一月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和五年十二月一日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

雑報

埼玉県道路公社公告第一号

道路整備特別措置法（昭和三十一年三月十四日法律第七号）第十条第一項の規定による有料道路の建設工事を次のとおり完了するので、同法第二十二條第二項の規定に基づき公告する。

令和五年十一月二十四日

埼玉県道路公社理事長 田中 勉

一 路線名

県道越谷流山線

二 有料道路名

三郷流山橋有料道路

三 工事完了の区間

埼玉県三郷市前間から千葉県流山市三輪野山まで

四 工事の種類

改築

五 工事完了の日

令和五年十一月二十五日

雑 報

埼玉県道路公社公告第二号

道路整備特別措置法（昭和三十一年三月十四日法律第七号）第十条第一項の規定による有料道路の料金の額及び徴収期間を、同法第二十五条第一項の規定に基づき次のように公告する。

令和五年十一月二十四日

埼玉県道路公社理事長 田 中 勉

一 路線名

県道越谷流山線

二 有料道路名

三郷流山橋有料道路

三 有料道路の区間

埼玉県三郷市前間から千葉県流山市三輪野山まで

四 料金の額

別表に掲げるとおり

五 割増金の徴収

詐欺その他の不正の行為により料金の徴収を免れた者から、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収する。

六 料金の徴収期間

令和五年十一月二十六日から三十年間

別表

(通行1台1回につき 単位：円)

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
料金の額	100	150	200	260	410	20

① 回数券の割引率は2割以下とする。ただし、道路交通の適切な配分等の見地から、大量の通勤者及び通学者等の通行に資すると認められる路線バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定により許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）については、特別措置として回数券の割引率を3割とする。

② 障害者割引

イ. 割引をする自動車

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村又は高速道路会社等の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、埼玉県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等の必要事項が記載された自動車とする。

ただし、以下（イ）又は（ロ）の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、埼玉県道路公社が別に定めるものについては、埼玉県道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。

（イ）手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、埼玉県道路公社が別に定めるもの。

（ロ）手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき埼玉県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、埼玉県道路公社が別に定めるもの。

また、上記（イ）又は（ロ）の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、埼玉

県道路公社が別に定めるものについては、埼玉県道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。

ロ. 割引率

割引率は5割以下とする。

③ 自動車等の種類は、付表のとおり。

注) 埼玉県道路公社が別に定めるものとは、「有料道路における障害者割引措置実施要領」をいう。

自動車等の種類

付表

車種区分	自動車等の種類	摘 要
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車をいう。
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車をいう。
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるものをいう。
普通車	ニ 小型自動車	法3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）をいう。
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のものをいう。
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イ又はロに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のものをいう。
中型車	ト 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又は被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）をいう。
	チ 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のものをいう。
	リ けん引自動車が軽自動車等又は普通車である連結車両	イ又はロに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両をいう。
大型車	ヌ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので3車軸以下のもの及び車両総重量が車長及び軸距に応じて25トン以下のもので4車軸のもの）	普通貨物自動車うち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので車軸数の合計が3以下のもの（トに該当するものを除く。）及び車両の総重量が車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第1条に定める限度以下でかつ長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第1号から第5号まで（第2号イを除く。）に定める限度以下で車軸数の合計が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）をいう。
	ル 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する免許を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該免許に係る路線を定期に運行するもの若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する免許を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、又は車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のものをいう。
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車又は大型車（2車軸）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、ト又はチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌ又はルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両をいう。
特大車	ワ 普通貨物自動車 （4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）をいう。
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘリ及びワに該当するものを除く。）をいう。
	ヨ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車をいう。
	タ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）をいう。
軽車両等	レ 自転車	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に掲げる自転車をいう。
	ソ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両をいう。
	ヅ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。